

令和 8 年度ふぐ処理者認定試験実施要領

食品衛生法施行条例（平成 12 年 3 月 28 日岩手県条例第 30 号）第 9 条及び食品衛生法施行細則（昭和 48 年 5 月 15 日岩手県規則第 38 号）第 23 条の規定により、令和 8 年度ふぐ処理者認定試験を次のとおり実施する。

1 試験日時及び場所

- (1) 日時
令和 8 年 11 月 8 日（日） 午前 10 時から （午後 4 時ごろに終了の見込み）
- (2) 場所（試験会場）
盛岡スコーレ高等学校（岩手県盛岡市向中野 5-5-1）

2 受験資格

満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した者

3 定員

20 名（申込多数の場合には、**先着順**とする（詳細は 9 その他(1)に記載））

4 試験科目

- (1) 学科試験（30 問 多肢択一式、90 分間）
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ふぐに関する一般知識
 - (ア) 関係法規
 - (イ) ふぐの種類と鑑別
 - (ウ) ふぐの処理と鑑別
 - (エ) ふぐの一般知識
- (2) 実技試験（ア 3 分間 イ 30 分間）
 - ア ふぐの種類と鑑別（別紙 1）
（実物のふぐ（5 種類）の種類名を選択肢から選んで回答する）
 - イ ふぐの処理と鑑別（別紙 2）
（ふぐ 1 尾を適正に解体し、解体したものを可食部位と不可食部位に分類して各部位に名札を付ける）

5 提出書類

- (1) ふぐ処理者認定試験受験願書
- (2) 写真
出願前 3 か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺型のもので、裏面に氏名を記載すること。サイズは、縦 4 cm、横 3 cm とする。
- (3) 満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した者であることを証する書類
中学校以上の卒業証書または卒業証明書の写し、運転免許証の写し、戸籍抄本の写し、住民票の写し等のいずれかの書類を提出すること。
- (4) 受験手数料 35,000 円（岩手県収入証紙で納付）
 - ・ 証紙は消印をしないこと。また、岩手県収入証紙以外による納付は認めない。

- ・ 県外在住の申込者等、証紙販売所窓口での購入が困難な者は、**県庁生協の郵送販売サービス**を利用する等して購入すること（手続の詳細は下記に問い合わせること）。
岩手県庁生協 電話番号：019-629-6465

6 申込方法

(1) 申込先

ア 窓口に申請書を持参する者

ア) 県内に住所を有する者 住所地を所管する県の保健所

イ) 県外に住所を有する者 岩手県環境生活部県民くらしの安全課

イ 郵送で申請書を送付する者

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

【窓口での申込先一覧】

住所地	申込先		
	保健所等名	住所	電話番号
盛岡市、雫石町、葛巻町 岩手町、八幡平市、滝沢市 紫波町、矢巾町	岩手県県央保健所	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6588
花巻市、遠野市、北上市 西和賀町	岩手県中部保健所	〒025-0075 花巻市花城町 1-41	0198-41-3276
奥州市、金ヶ崎町	岩手県奥州保健所	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5	0197-48-2423
一関市、平泉町	岩手県一関保健所	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	0191-34-4691
大船渡市、陸前高田市 住田町	岩手県大船渡保健所	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9923
釜石市、大槌町	岩手県釜石保健所	〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-27-5523
宮古市、山田町、岩泉町 田野畑村	岩手県宮古保健所	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
久慈市、普代村、洋野町 野田村	岩手県久慈保健所	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
二戸市、軽米町、九戸村 一戸町	岩手県二戸保健所	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9219
岩手県外	岩手県環境生活部 県民くらしの安全課	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	019-629-5322

(2) 申込期間

令和8年7月13日（月）から7月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前9時から午後5時まで

※ 郵送の場合は、7月31日（金）の消印のあるものまでを有効とする。

※ 申込期間中でも、定員に達した場合は申込を締め切る。

7 合格発表の日時及び場所等

(1) 日時

令和8年12月8日（火） 午前10時

(2) 場所

岩手県庁前及び県の各保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

また、岩手県公式ホームページでも合格者の受験番号を掲載する（岩手県ホームペー

ジへの掲載は正午頃の予定)。

なお、電話による可否の問合せについては一切応じない。

岩手県公式ホームページ：<https://www.pref.iwate.jp/>

(3) 合格通知

ふぐ処理者認定証の送付により行う。

(4) 合否基準

学科試験、実技試験（ふぐの種類と鑑別）及び（ふぐの処理と鑑別）のいずれにおいても満点の6割以上である者を合格とする。

ただし、実技試験（ふぐの処理と鑑別）において、有毒部位を可食部位と判断した場合には不合格とする。

また、実技試験（ふぐの処理と鑑別）において、時間内にふぐの処理が終わらなかった場合には失格とし、その場合は、学科試験を含め一切の採点を行わない。

8 口頭提供

受験者本人の申し出により、合格発表後、試験結果について口頭提供の求めをすることができる。

(1) 口頭提供をする項目

学科試験及び実技試験の得点

(2) 口頭提供の求めの受付期間及び時間

令和8年12月8日（火）～令和9年1月8日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前9時から午後5時まで（ただし令和8年12月8日は午前10時から）

(3) 口頭提供の求めの受付場所

岩手県庁行政情報センター

(4) その他

受験票及び本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等本人の顔写真が貼付されたもの）を持参すること。

9 その他

(1) 定員を超過した場合、申請数が定員を超過した日に申請書の提出があった者の中から、くじにより申込を受理する者を決める。なお、郵送により提出を行う者は消印日を提出日（申込期間以前の消印日のものは7月13日（月）を提出日）として取り扱う。

(2) 受験に必要な携行品等については以下のとおりであるが、追加で必要が生じたものがあれば、受験票に記載する等より通知する。

①学科試験

受験票、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）、上履き

②実技試験

①学科試験の携行品のほか、白衣や帽子等の清潔な調理用の服装（採点の対象となる）、包丁、ふきん3枚以上

(3) **令和8年10月16日（金）**までに受験票が到着しない場合は、速やかに岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心担当（019-629-5323）に問い合わせること。

(4) 試験に関する不明な点は、最寄り（申込先）の県の保健所又は県庁県民くらしの安全課に問い合わせること。

(5) 会場の駐車場を使用できるが、十分は駐車台数を確保できない場合もあるため、極力公共交通機関を利用して来場すること。

- (6) 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、申込時にあらかじめ連絡すること。
- (7) 提出書類の内容を修正する際は、修正液・修正テープ等を使用せず、二重線により修正すること。
- (8) 提出書類の記入に当たっては、消すことができるボールペンを使用しないこと。